

18歳以上になってから、初めて療育手帳を希望される方へ

福島県障がい者総合福祉センター

18歳を過ぎてから、療育手帳を初めて申し込む場合、今の時点での知的能力だけでなく、18歳までに、知能が遅れていたこと、学習の遅れがあったことを、確認する必要があります。

そのため、大人になってから（18歳より後に）知能検査をして、医師から、「知的障がいがある」と言われたとしても、「18歳までの知能の遅れ、学習の遅れ」が確かめられない場合、療育手帳を出すことができません。

「18歳までに知能が遅れていたこと、学習が遅れていたこと」を確かめることができる方法は、3つあります。1、2、3の順に有効になりますので、ご注意ください。

1. 学校で残している記録

ご本人さまが通っていた小学校、中学校、高校などに残されている学校の成績や学習の様子、知能検査の結果などが書いてある書類です。市役所、役場の担当者が、学校に作成をお願いします。しかし、記録を残しておく年数には決まりがあり、残っていない場合もあります。

2. ご家庭で残しているいろいろな書類

知能検査の報告書、通知票、いろいろなテストの成績、母子手帳などがあれば、市役所、役場の担当者に、お見せください。

3. 18歳までのご本人さまの生活の様子、学校の様子などをよく知る人の話

18歳までのご本人さまの生活の様子、学校の様子などをよく知る人を教えてください。市役所、役場の担当者がお願いし、お話を聞くことができれば、ご協力いただきます。

まずは、「療育手帳新規取得チェックリスト」を読み、あてはまる場所に○をつけてください。9つの質問に○をつけ終わりましたら、市役所、役場の担当者に渡してください。担当者が、くわしくお話を聞きます。

特に、上に書いてある2、3について、心当たりがありましたら、市役所、役場の担当者にお伝えください。